令和４年　神奈川県議会　第１回定例会　厚生常任委員会

令和４年２月 14 日

谷口委員

公明党の谷口でございます。

私のほうからは、保育所のセルフチェックの話をお伺いしていきたいと思います。

先週も対策本部会議、ずっと見させていただきましたけれども、保育所での濃厚接触者の特定について、セルフチェックの方式を入れていくというお話であります。

今日、もう既に先行２会派の皆さんから質疑もあったんで、重複しない形で質問をしていきたいと思いますけれども、まず対策会議の中でもお話がありましたが、既にセルフチェックを導入している市町村があるというお話でしたので、具体的にどこでしているのか、まず確認させていただきたいと思います。

次世代育成課長

現在、保健所設置市のうち５市、具体的には、横浜、相模原、横須賀、藤沢、茅ヶ崎で、このセルフチェックを実施しているというふうに伺っております。

谷口委員

今、５市が既に実施しているということなんですが、確認ですけれども、いつぐらいからそれぞれ始めているのか、もし分かれば教えてください。

次世代育成課長

承知している範囲でございますけれども、一番早いのが２月１日、横浜市からというふうに理解しております。

谷口委員

分かりました。それで、それぞれどういう方法でセルフチェックをして、いわゆる濃厚接触者に相当する者を特定しているのか、お伺いしたいと思います。

次世代育成課長

若干の違いはございますが、例えば、今申し上げた２月１日から先陣を切って開始をしております横浜市の方法でございますけれども、保育所で感染者が発生した場合に、保育所が、まず市の保育の所管課に報告をいたしまして、感染者の最終登園日をまず確認いたします。最終登園日が随分前の場合は、そもそも休園必要ないということなんですが、感染可能期間内に登園していた場合にはセルフチェックが必要ということで、横浜の場合、一旦ここで休園にした上で、保育所によるセルフチェックを依頼いたしまして、保育所が感染の可能性がある方、これ、横浜市の表現ですけれども、感染の可能性がある方のリストを作成いたします。市が、このリストの内容を確認した後、感染の可能性がある方に特定をされなかった児童、職員で保育を再開する、特定された方はお休みいただいて、そうじゃない方で保育を再開すると、こういった取扱いになっております。

谷口委員

分かりました。今の流れの中で、一旦、休園するということなんですが、大体これ、どれくらい、何日くらい休園しているんでしょうか。

次世代育成課長
　横浜市のフローによりますと、１日から２日ということで、園の状態で判断されているというふうに理解しております。
谷口委員
　横浜市のことなので、御存じであればで結構なんですが、２月１日からスタートをして約半月来ているわけですけれども、その中で県がこれから学ぶべきもの、横浜市としてスタートしてみての課題とか、その辺、把握していらっしゃれば、教えていただきたいと思います。
次世代育成課長
　やはり各保育所、負担は増えるわけですけれども、それでも保護者の方、休園が長く続かないということで、そういう意味では一定の負担が軽くなった、精神的な負担も軽くなったというお話も伺っておりますが、ただ、これまで保健所にやっていただいていた濃厚接触者の特定を、可能性のある方とは言いながらも、保育所のほうがある程度範囲を固めていくという中で、やはりそういった責任の重さみたいなものを感じていらっしゃるということですので、私ども実施する場合には、先ほども御答弁申し上げましたが、その特定のルールですとか、流れみたいなものをなるべく明確にお示しをした上で、丁寧に御説明をしていきたいというふうに考えています。
谷口委員
　今の横浜のフローだと、保育園のほうが、まず最終登園日なんかの確認も含めて所管課のほうに連絡をするという。保育所独自ですぐにチェックに取りかかるというよりも、一旦そういうバッファみたいなものを置いておるわけですが、今、本県が考えているのだとそこの部分がないと思うんですけれども、ないことによる何かデメリットというか、先ほど言われた責任を、かなり重く感じてしまうというのが出てくるような感じがするんですけれども、その辺どういうふうに捉えていらっしゃるか、教えていただけますか。
次世代育成課長
　先ほど申し上げました感染者の方の最終登園日の確認というプロセス自体は、私どもが考えております保育所のセルフチェックでも、同じように考えていこうというふうに思っております。
　ただ、保健所設置市さんの場合、保健所を設置する立場と保育の立場と両方兼ね備えていらっしゃるので、保育の所管課が直接相談の窓口になっていただける、保健所の代わりの相談の窓口になっていただけるというところがございますので、そこが県の所管域だと、各市町村さんの御協力も頂かないとうまくいかないというところですので、ただ、市町村さんからは、やはり市町村にとっても少し負担が重くなるというお話も頂いておりますので、そこをなるべく軽減するように、私どものほうで丁寧なＱ＆Ａ等の作成をして、保育所さんからの疑問の受皿に、私どもがなるべくしっかりとなっていくように対応していきたいというふうに考えております。
谷口委員
　今、まさに答弁いただいたように、今やっているところは、保健所設置市、設置しているところと所管しているところが一緒ということで、スムーズに情

報交換なり連携なりがしやすいだろうと、そういう意味で、いろいろと考えられていらっしゃるかと思います。そこが、県が始めるに当たっての大きな心配だなというふうに感じています。
　それで、一方で、セルフチェックをしていない市町村は、どういう形で、今、濃厚接触者の特定をしているのか、改めて確認させてください。
次世代育成課長
　セルフチェックしていない市町村におきましては、基本、原則どおり、保健所の積極的疫学調査による濃厚接触者の特定を待つことになりますが、保健所の指導により、例えば、一律７日間休園ですとしているところもありますし、保健所の指示があるまで３日から５日は休園にしているというところもございますし、５日後に再開することにしているというふうなところもございまして、対応についてはばらつきが出ているような状態でございます。
谷口委員
　実際、今、ちょっとダブるかもしれないんですけれども、特定までどの程度かかっているんですか。
次世代育成課長
　特定までの期間というのはなかなか出すのが難しいんですが、平均的な休園の期間といたしましては、今、大体 6.5 日、最短だと１日、最長で 15 日と、そんな状況でございます。
谷口委員
　分かりました。それで、先ほどの質問と被るかもしれないんですが、責任の重さというところで、もし、これも仮の話ですけれども、今後セルフチェックがスタートして、保育所としてセルフチェックをして保健所にリストを出して、その後、クラスターが発生してしまった場合というのは、恐らく保育所の方も大きな責任を感じるんだろうと思うんですけれども、その辺を具体的に、それの負担感を軽くしてあげる方法って明快な形で打ち出さないと、すごく重く感じるんだろうと思うんです。それについてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。
次世代育成課長
　クラスターに関しましては、現状のやり方でも、保育所等で発生しているということもございますので、私ども、まずはやはり、保育所の皆さん自ら濃厚接触者相当の方を特定することで、物すごく責任を感じてしまわれるというふうに思いますので、まず、その特定方法については、クラスターがその後発生しないよう、発生、必ずしないというわけではないんですが、その特定のルール自体を、まず医療危機対策本部等としっかりと詰めて、通常保健所の判断とそごが生じないようにしっかり整理をした上で、それを明確な形で御提示をさせていただいて、こういう形でやっていただければ、通常のやり方どおり特定になりますというふうに、ちょっと丁寧にその辺り御説明をさせていただいて、負担感の軽減を図ろうというふうに思っております。
谷口委員
　それでは、今後、種々今準備をしていられると思うんですが、セルフチェックはいつから始めようと今予定をされているのか、お伺いしたいと思います。

次世代育成課長
　現在、保育所の濃厚接触者の取扱いそのもの、先ほど国の通知の扱いもございまして、国のほうに、今後の方針について申入れもさせていただいているところでございますので、その判断が出次第、出た結果、その結果、やはり当面の対応としてセルフチェックが必要ということになれば、速やかに実施をしてまいりたいというふうに考えております。
谷口委員
　じゃ、いつ頃からというめどは、まだ言えない段階ということでよろしいか。
次世代育成課長
　はい。速やかに実施をしていきたいというふうに考えておりますが、具体的な時期までは、現在決まっておりません。
谷口委員
　じゃ、最後に、先週の対策本部会議の資料で出ていた、１個だけ確認させてください。
　保育所の資料の３ページの、濃厚接触者に相当する者の特定方法と手続きの流れ、という資料、今、お手元見れますでしょうか。右上の真ん中、リスト化して送付とあって、保健所の、リストを受領(追認)、とあるんですけれども、この追認というのは何を追認するのか。濃厚接触者相当を追認するのか、保健所としてこれは濃厚接触者ですよというふうに、何を追認するのか、ここでは見えないんですか、どういうことなんでしょうか。
次世代育成課長
　この報告資料にもございますけれども、あくまで保育所がリスト化するのは濃厚接触者に相当する者のリストでございますので、それを保健所にお送りをして、その範囲で特定として適切であるということの追認をいただく、具体的にいうと濃厚接触者、あなた方がリストアップしたのを濃厚接触者としてよいですよということで御追認いただくことを考えております。
谷口委員
　ということは、それは濃厚接触者の特定を、保健所がそのリストを基にするということでよろしいんですか。
次世代育成課長
　はい、そのとおりです。追認をしていただくということで考えております。
医療危機対策本部室長
　若干補足をさせていただきますと、令和３年６月及び８月の厚生労働省の事務連絡で、事業所なり学校、あるいは保育園、そういったところでは、濃厚接触者の特定、濃厚接触者相当者になるんですけれども、それをリスト化して保健所へ提出する、濃厚接触者の特定そのものは保健所長の権限になりますので、保育園とか学校ではできないんですけれども、リスト化をして、濃厚接触者のリストの相当だと認める。そういった取扱いについて事務連絡が出ておりますので、それにのっとった対応だというふうに考えています。
谷口委員
　ごめんなさい。今、ちょっと言葉尻捉えるんですが、相当と、今、認めるとおっしゃったんで。

医療危機対策本部室長
　保育所が行うのは相当者の特定。それを、先ほど追認という言葉出てきましたけれども、あくまで、特定そのものは保健所長の権限に法的になりますので、特定ということになると保健所の追認が必要になる、そういう意味合いです。
谷口委員
　分かりました。いずれにしても、かなり実際導入していくに当たっては混乱が生じる。また、そちら側の様々な保健所の逼迫、また、なるだけ休園しないで、エッセンシャルワーカーの方が働き続けられるためにこういう方法を取っていくというのは、皆さん一定理解してくださると思うんですけれども、とにかく丁寧に、よく理解をしていただきながら、市町村の理解も必要でしょうし、丁寧に進めていただくことをお願いして質問を終わります。